

薩摩川内市建設工事請負契約書取扱要領

令和3年4月

目 次

第 1	設計図書等取扱要領	1
第 2	工事監督実施要領	2
1	総 則	2
2	監督職員の指定	3
3	監督職員の業務分担	3
4	工事監督基準	3
5	監督職員の心得	5
第 3	気象条件等による施工不能日の判定基準	6
1	気象条件の場合	6
2	手戻り工事等の場合	7
第 4	工事に伴う第三者被害処理要領	9
第 5	契約工期等事務処理要領	10
第 6	契約書関係様式	10
第 7	その他	10

平成 17 年 2 月 14 日 薩契第 196 号 関係各課・室長あて 工事検査監通知

【改定】 平成 24 年 11 月 1 日 薩契第 465 号 関係各課・室長あて 工事検査監通知
--

【改定】 平成 28 年 7 月 20 日 薩契第 267 号 関係各課・室長あて 総務部長通知

【改定】 令和 3 年 3 月 30 日 薩契第 883 号 関係各課・室長あて 総務部長通知
--

第1 設計図書等取扱要領

設計図書は、図面及び仕様書（特記仕様書及び現場説明書並びに現場説明に対する質問回答書を含む。以下同じ。）であり、実施（変更）設計書は含まないので、設計図書に施工条件等を指定していない場合、工事目的物を完成するために必要な仮設・工法等一切の施工手段については、受注者が任意に選択することができる。したがって、工事執行手続上の設計図書及び実施（変更）設計書の作成に当たっては、次のような配慮が必要である。

- 1 図面の作成に当たっては、設計の内容を明確に判断できるものにするため、次に掲げる事項を具備すること。ただし、図面で表示することが困難な部分にあっては、特記仕様書に明示すること。
 - (1) 工事の施工位置及び工事区域のほか、水準点、法線又は中心線等の基準くい位置及び高さを明示すること。
 - (2) 構造物の形状、寸法、勾配、高さ、位置、方向、強度等を明示すること。
 - (3) 構造物に使用する材料の種類、名称、品質、規格等を明示すること。
 - (4) 二次製品等を使用する場合は、品名、名称、型式及び設置方法を明示するほか、J I S規格外品等は図面を添付すること。ただし、標準を設定しているものにあつては、この限りでない。
 - (5) 現場で調合するもの又は半製品を使用して仕上げる部分にあっては、指定材料名、材質、規格等を明示すること。
 - (6) 土構造物等の場合は、土質名、規格、盛土及び転圧方法、仕上がり密度等のほか、採土する地山の位置及び採土方法、採土後の仕上がり形状及び跡地の整理形状等を明示すること。
 - (7) 基礎くい、鉄筋配筋、鉄筋継手等は、部材の品名、品種、形状寸法、品質規格、強度、支持力等を明示するほか、建込みの位置及び方法、曲げあけの方法、継手の方法等は、詳細図を添付すること。
- 2 仕様書のうち一般的な工事材料及び工法並びに施工条件は、土木工事共通仕様書、建築工事標準仕様書、電気設備工事標準仕様書及び機械設備工事標準仕様書（以下「仕様書」という。）に定めてあるが、それ以外のものは特記仕様書に設計の補足説明のほか、工法及び施工上の指示並びに特約事項を示す必要があるため、特記仕様書の作成に当たっては、次に掲げる事項を参考にすること。
 - (1) 仕様書に定められていない工法又は仮設物等のうち代替工法を認めない部分の指定及び出来形（形寸又は量）管理、品質管理、写真管理並びに工程管理の施工管理に関する指示を明示しておくこと。
 - (2) 図面に明示できなかった部分の工事内容、施工方法、強度又は材質等の指定及び図面の補足説明を明示しておくこと。
 - (3) 設計又は工法の変更特約及び支払特約その他契約の対象であるものの形態（原材料等の投入量若しくは搬出入量又は仕上がり形状若しくは品質）を明示しておくこと。
 - (4) 土取場又は土捨場の後始末、工事現場周辺の環境対策その他の必要な措置を明示しておくこと。
 - (5) セメント、鋼材、コンクリート二次製品、門扉等を部分払の対象とする

- ときは、その材料を指定しておくこと。
- (6) その他工事の施工に当たって制約を受ける当該工事に関する施工条件等を明示しておくこと。
- 3 材料又は工法の選定及び積算を適正に行うため、実施（変更）設計書の作成に当たっては、次に掲げる事項に留意すること。
- (1) 仕上がり形状、品質、強度等にあつては、施設ごとの重要度、耐久度等に応じた施設基準を遵守するとともに、当該基準に示されていないものにあつても合理的な設計を行うこと。
- (2) 設置する構造物は、現在の施工技術、施工機械等から判断して可能とみられる諸工法について比較検討を行い、安全かつ合理的な工法を採用すること。
- (3) 使用材料及び採択工法の選定に当たっては、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）その他工事保安に関する規程及び基準を遵守し、これらに基づく対象経費を含めて比較検討すること。
- (4) 施設の構造規格、検査規格、安全管理等から必要な作業工程を判断し、適切な標準歩掛及び単価を採択すること。

第 2 工事監督実施要領

1 総則

- (1) 総括監督員及び監督員（以下「監督職員」という。）は、当該工事の契約書、設計書、図面、仕様書及び特記仕様書を熟知し、かつ、工事現場の状況等を十分に把握し、施工立会い、指示、検査等により契約の履行を確保しなければならない。
- (2) 監督職員は、次に掲げる事項（13 項目）について、権限を有するものとする。
- ア 契約の履行について、受注者又はその現場代理人に対する指示又は承諾若しくは協議（契約書第 9 条第 2 項第 1 号）
- イ 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾（契約書第 9 条第 2 項第 2 号）
- ウ 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）（契約書第 9 条第 2 項第 3 号）
- エ 受注者の工事関係者に関する措置請求（契約書第 12 条第 2 項）
- オ 工事材料の検査（契約書第 13 条第 2 項）
- カ 工事材料の調合又はその見本検査に係る立会い及び施工立会い（契約書第 14 条第 1 項）
- キ 支給材料又は貸与品の検査及び引渡し（契約書第 15 条の 2 第 2 項）
- ク 使用方法が設計図書に示されていない支給材料の使用指示（契約書第 15 条の 2 第 11 項）
- ケ 工事の施工が設計図書に不適合の場合の改造請求及び破壊検査（契約書第 17 条第 1 項から第 3 項まで）
- コ 条件変更に係る施工条件等の調査（契約書第 18 条第 2 項）
- サ 受注者に対する臨機の措置に係る意見及び措置請求（契約書第 26 条第 1 項及び第 3 項）

- シ 設計図書において監督職員の指示が必要としてある事項
- ス 市長が特別に委任した事項

2 監督職員の指定

- (1) 監督職員は、当該工事の施工を監督する本庁の課又は室、支所の課又は室の長が監督職員選任（変更）通知書（様式第2号）によって技術職員の中から指定する。
- (2) 監督職員には、工事1件ごとに総括監督員及び監督員各1名を指定する。ただし特殊な工事にあつては、この限りではない。
- (3) 総括監督員には、当該工事の施工を監督する担当の課又は室の長、専門職、課長代理、主幹（グループ長兼務）、グループ長又は専門員のうちからこれを指定し、営繕工事については、工事担当課長から命ぜられた技術職員も指定できるものとし、監督員には、当該工事の施工を監督する担当の技術職員を指定する。
- (4) 監督職員の任期は、当該工事着手の日から工事完了後において当該工事目的物を市長が受注者から引渡しを受けた日までとする。

3 監督職員の業務分担

- (1) 総括監督員は、1-(2)に掲げる事項について権限を有する。
- (2) 監督員は、1-(2)に掲げる事項のうち、次に掲げるものを除くものについて権限を有する。
 - ア 1-(2)-エ（措置請求）
 - イ 1-(2)-ケ（改造請求及び破壊検査）
 - ウ 1-(2)-サ（臨機の措置請求）ただし、緊急を要する措置を除く。
- (3) 監督職員が、やむを得ない理由により監督事務を行うことができなくなったときは、一定の期間を定めて他の技術職員に監督を代行させることができる。この場合において、市長はその旨を受注者に通知しなければならない。

4 工事監督基準

- (1) 監督職員は、設計図書で指定又は指示をしている事項等の記録を受注者に提出させ、これを審査しなければならない。
- (2) 監督職員が受注者に対し契約書第9条第2項第1号から第3号までに關する指示又は承諾を与えるときは、工事打合簿（様式第3号）によって行わなければならない。

また、監督職員が受注者に対し契約書第18条第2項から第4項まで及び第20条に關する指示又は承諾を与えるときは、変更指示書（様式第5号）によって行わなければならない。ただし、緊急を要する場合は、その場で工事打合簿を交付し、事後において速やかに市長の承認を受けることによつて処理することができる。
- (3) 監督職員が交替する場合において、前任者は引継書を作成し、監督記録その他工事監督に關する一切の事項を新任者に引き継がなければならない。
- (4) 監督職員は、受注者から工程表、詳細設計図等が提出されたときは、契

- 約書及び設計図書と照合及び審査を行い、不相当と認められるものにあつては修正の指示をしなければならない。
- (5) 監督職員は、関係法令及び諸規程の定めに従い、受注者に対し、適正な施工管理を行うよう指導しなければならない。
- (6) 監督職員は、検査を行ってから使用させる材料又は施工立会いを必要とする工事にあつては、あらかじめ受注者に設計図書で指示しておかなければならない。
- (7) 監督職員は、工事材料の調合その他完成後外部から検査できない重要部分の施工に当たっては、その施工に立会い、設計図書と相違することのないよう監督しなければならない。
- (8) (6)及び(7)の規定にかかわらず、やむを得ない理由により監督職員が検査又は施工立会いをすることができないときは、受注者にその旨を伝え、工事の施工が設計図書の内容どおりであることを証明できる写真及び適当な資料を整備させることによって検査又は施工立会いに代えることができる。
- (9) 監督職員は、次に掲げる事項が発生した場合において、受注者に対し、必要な是正措置を求めるとともに、市長にその旨報告しなければならない。
- ア 工事の工程が遅延するおそれがあると認められるとき。
- イ 受注者の契約の履行が危ぶまれるとき。
- ウ 支給品又は貸与物件について、滅失、き損等の事故が発生したとき。
- (10) 監督職員は、次に掲げる事項が発生した場合において、市長にその旨を報告するとともに、その措置について指示を受けなければならない。ただし、緊急を要する場合は、自己の判断で適切な指示を行い、事後において速やかにその措置について市長に報告し、承認を受けなければならない。
- ア 設計図書の誤り、脱漏その他設計図書と現場との不一致等を発見したとき。
- イ 工事の変更、一時中止又は打切りの必要があると認めたとき。
- ウ 災害の防止その他工事の施工上臨機の措置を採らせる必要が生じたとき。
- エ 工事の施工中に事故、災害等が発生したとき。
- オ 工事の施工中に工作物及び支給材料に損害を生じたとき。
- カ 工事の施工によって第三者に損害を及ぼしたとき。
- (11) 当該工事の監督職員は、工事完成通知書が提出されるまでの間に、受注者の現場代理人、主任技術者等の立会いの下に工事現場において検測を行い、写真管理及び出来形管理図書により監督上の最終出来形確認（以下「出来形確認」という。）を行わなければならない。ただし、交通不便な離島又はやむを得ない理由がある場合にあつては、工事現場における検測は省略して出来形確認を行うことができるものとする。
- (12) 監督職員は、工事の出来形検査、完成検査その他の検査に立ち会うとともに、薩摩川内市工事検査要綱（平成16年10月12日訓令第53号）第3条第1項に規定する検査員から検査のために必要な資料を求められた場合は、その資料を提出しなければならない。
- また、当該検査において手直し指示があつた場合は、その履行を監督し、出来形確認については（11）の規定により措置しなければならない。
- (13) 監督職員は、工事用支給材料又は貸与物件を受注者に引き渡すときは受

注者立会いの下に、数量、品質、形状、規格その他必要事項を確認した上、引渡しを行い、受注者から受領書又は借用書を徴さなければならない。

5 監督職員の心得

- (1) 監督職員は、受注者、その工事関係者その他利害関係者に対し、常に公平かつ厳正な態度を保持すること。
- (2) 監督職員は、施工現場の環境の維持のほか、周辺関係地区に対する影響等を配慮し、受注者に必要な指示をすること。
- (3) 同一工事を担当する監督職員は、検査、承諾、指示等に関し、常に連絡し相互間の意思統一を図ること。
- (4) 監督職員は、工事に関し、安全及び品質の確保に努め、工事が円滑に施工されるよう監督すること。
- (5) 監督職員は、工事において発生又は残存した物件があるときは、その物件調書を作成し市長に報告するとともに、当該物件をその引継ぎが終わるまで管理すること。
- (6) 監督職員が現場において確認、検査、試験、調査その他施工立会いの作業を行うときは、工事関係者にその旨を伝え、立会いをさせるとともに、その結果について双方確認し合うこと。
- (7) 監督職員は、受注者又はその工事関係者からの施工立会い、検査等の要求に応じられないときは、直ちに施工立会い、検査等に代わるべき証拠となる必要な資料の採り方、注意事項等を具体的に文書で指示すること。
- (8) 監督職員は、次に掲げる事項に留意して現場の巡視を行い、当該事実を発見したときは、直ちに受注者に対し必要な是正措置を指示すること。
 - ア 現場が交通事故又は労災事故発生のおそれがある状況にあるとき。
 - イ 工事の施工方法が他に被害を及ぼす状況にあり、又は災害発生のおそれがあるとき。
 - ウ 工事の施工方法が指定の方法と異なり、又は品質管理の方法が適切でないとき。
 - エ 工事の工程が計画どおり進行していないとき。
 - オ 現場に不適當な材料が持ち込まれているとき。
 - カ 先に不合格とされた材料等が搬出されないまま残されているとき。
 - キ その他指示事項が守られていないとき。

第3 気象条件等による施工不能日の判定基準

1 気象条件の場合

工種ごとの気象条件による施工不能日は、次に掲げる基準を参考にして判定することとし、工期の延長日数の算定においては、単純に施工不能日数を累計することを避け、工種及び工程を十分検討の上、総合的な判断を行い、延長すべき日数を決定すること。

(1) コンクリート構造物

ア 基礎部

降雨 5mm/日以上又は降雪の日。ただし、河川、溪谷等で行う工事にあつては、降雨 5mm/日以上又は降雪若しくは増水により上昇した水位が元に戻るまでの日

イ 鉄筋コンクリート

降雨 5mm/日以上又は降雪若しくは気温摂氏 4 度以下の日。ただし、クレーン打設作業の場合は、降雨 5mm/日以上又は降雪、気温摂氏 4 度以下若しくは風速 10m/秒以上の日

ウ プレキャストコンクリート及び無筋コンクリート

降雨 5mm/日以上又は降雪若しくは気温摂氏 4 度以下の日。ただし、クレーン打設作業の場合は、降雨 5mm/日以上又は降雪、気温摂氏 4 度以下若しくは風速 10m/秒以上の日

エ 潮待工事に係る水位以下のコンクリート

降雨 5mm/日以上又は降雪、気温摂氏 4 度以下若しくは波高 30cm 以上の日

オ 鉄筋及び型枠組

降雨 5mm/日以上又は風速 10m/秒以上の日

(2) 舗装工事

ア 路床工及び路盤工

降雨 5mm/日以上又は積雪 1cm/日以上の日

イ 上層路盤工

降雨又は降雪の日

ウ 基層工及び表層工

降雨又は降雪若しくは気温摂氏 5 度以下の日

(3) 法枠工、練石積工、ブロック練積工、吹付工等

ア 法枠工、練石積工、ブロック練積工、防護柵工、矢板工、くい打工、鉄線籠工等

降雨 10mm/日以上の日。ただし、河川の護岸工事の場合は、降雨 10mm/日以上又は増水により上昇した水位が元に戻るまでの日

イ モルタル、ソイルセメント又は凝結剤による吹付工等

降雨又は風速 10m/秒以上の日

ウ 沈床工、床固工、水門工、樋門工、樋管工、コンクリ

降雨 10mm/日以上又は増水により上昇した水位が元に戻るまでの日

ートブロック根固工等

- (4) 土木工事
- ア 岩盤切取工、切取工及び捨土工 降雨 15mm/日以上の日
 - イ 床掘工、切取工及び盛土工 降雨 5mm/日以上の日。ただし、粘性土の場合は、1mm 以上の日
 - ウ 採取土による盛土工及び盛土工の締固 降雨 5mm/日以上の日。ただし、粘性土の場合は、1mm 以上の日
 - エ 河床掘さく工 降雨 10mm/日以上又は増水により上昇した水位が元に戻るまでの日
 - オ 張芝、筋芝等の法覆工 切土法面の場合 降雨 10mm/日以上の日
盛土法面の場合 降雨 5mm/日以上の日
 - カ ほ場整備等の面的土木工事 降雨 15mm/日以上の日。ただし、降雨 15mm/日以上が連続した場合は、その連続した日に 1 日を加算する。
- (5) 港湾工事
- ア しゅんせつ工事 波高 40cm 以上又は風速 10m/秒以上の日
 - イ 捨石工その他の水中工事 波高 40cm 以上又は風速 10m/秒以上の日
 - ウ ケーソン又はセルラーの据付工事 波高 40cm 以上又は風速 10m/秒以上の日
 - エ ブロック据付工事 波高 40cm 以上又は風速 10m/秒以上の日
 - オ くい打又は矢板打工事 波高 30cm 以上又は風速 5m/秒以上の日
 - カ その他の海上工事 波高 40cm 以上又は風速 10m/秒以上の日
- (6) その他の工事
- ア グラウト工事 降雨 10mm/日以上。ただし、止水工事にあたっては、降雨 10mm/日以上又はゆう水量の低下が見込まれるまでの日
 - イ 塗装工事 風速 10m/秒以上又は降雨若しくは降雪の日
 - ウ 鉄骨工事 風速 10m/秒以上又は降雨 10mm/日以上の日。ただし現場びょう打の工事にあつては、風速 10m/秒以上又は降雨 1mm/日以上の日
 - エ 足場工及び支保工並びに仮設工事 風速 10m/秒以上又は降雨 15mm/日以上の日
 - オ マーキング 降雨の日

2 手戻り工事等の場合

天災その他不可抗力により被災した場合にあっては、その手戻り工事分の施工日数を期間延長の対象とすることができる。ただし、この場合でも1の場合と同様に工種及び工程を十分検討の上、総合的な判断を行い、延長すべき日数を決定すること。

第4 工事に伴う第三者被害処理要領

- 1 工事に伴い第三者に被害を与えるおそれがあると認められるときにおいて、工事の担当職員及び関係職員（以下「担当職員等」という。）は、当該工事の開始以前に工事箇所周辺の事前調査を実施しておくこと。
- 2 事前調査を行うときは、受注者の工事関係者を立ち合わせ、次に掲げる事項について重点的に調査すること。この場合において、現況について可能な限り写真撮影をすることとし、当該写真が証拠となり得ないと認められるときは、当該物件の所有者又は占有者も立ち合わせること。
 - (1) 振動等による倒伏、崩落又は亀裂が発生するおそれのある地物、崖、法面、石垣、コンクリート構造物、塀、建物、壁、土台、風呂場、コンクリート土間等
 - (2) 工事による沈下、水位低下、ゆう水量低下等のおそれのある地盤、池沼、井戸、泉水、温泉等
 - (3) 工事による被害のおそれのある動植物等
 - (4) その他必要な事項
- 3 事前調査を行ったときは、2の(1)から(4)までの事項の調査内容について、担当職員等及び立会人が記名押印をした事前調査報告書を作成し、市長に報告した上、工事関係書類とともに保管しておくこと。
- 4 損害の有形無形を問わず、第三者から工事との因果関係その他被害事実が不明確な被害の訴えがあったときは、当該工事の担当職員等は、事前調査報告書等を参考にして現地の調査及び聴き取りを行い、原因究明に努めるとともに、被害者に対しては誠意をもって対応すること。
- 5 当該工事の担当職員等が、工事に伴う第三者への被害の現地調査を実施するときは、工事受注者、当該物件の占有者等の被害関係者のほか、できる限り第三者的立場の人の立会いを求めるものとする。

なお、現地調査の方法は、できる限り全員が同時に立ち会って調査するように努め、被害判定の方法も全員の協議によること。
- 6 工事に伴い、第三者への被害が発生したときは、当該工事の担当職員等は、次に掲げる事項について調査を行い、被害原因が発注者の責に帰すもの、受注者の責に帰すべきもの又はいずれとも判断できないものに区分して被害調査報告書を作成し、損害賠償その他の処理方法について市長に報告すること。
 - (1) 被害の範囲及び実態
 - (2) 他の原因による被害との複合の度合
 - (3) 工事の設計及び施工方法と第三者に対する被害との因果関係
 - (4) 工事に起因すると断定できる被害対象物の品質、形状、数量及び被害の度合

(5) その他参考となるべき事項

- 7 市長は、6 の被害調査報告書を参考にして、第三者に対する被害として賠償すべき範囲等を検討し、必要な処置をとること。
- 8 この処理要領は、工事に伴う第三者への人身事故及び交通事故の場合は適用しない。

第5 契約工期等事務処理要領

- 1 契約書に記載する工期は、工事着手の日から工事完了の日までとし、検査期間は含まないこと。
- 2 工事着手の日は、契約締結の日から 10 日以内とする。ただし、特別な事情がある場合は、特記仕様書等で指定すること。

第6 契約書関係様式

契約書に関する様式について、次のとおり定める。

様式番号	名 称	適 用 条 文
第 1 号	当初（変更）工程表	第 3 条
第 2 号	監督職員選任（変更）通知書	第 9 条第 1 項及び第 3 項
第 3 号	工事打合簿	第 9 条第 4 項
第 4 号	現場代理人等選任（変更）通知書	第 10 条第 1 項
第 5 号	変更指示書	第 18 条第 2 項、第 3 項及び第 4 項並びに第 20 条第 1 項
第 6－1 号	工事中止通知書	第 20 条第 1 項及び第 2 項
第 6－2 号	工事中止解除通知書	〃
第 7 号	契約工期延長願	第 22 条
※	建設工事請負変更契約書	第 31 条その他
※	工事目的物引渡申出書	第 32 条第 4 項
※	工事目的物引受書	〃

注) ※については、財務会計オンラインシステムにより出力したものを基本とする。

第7 その他

この要領に定めのない事項については、別途定める「薩摩川内市工事監督実施基準」により実施するものとする。